

令和6年（2024年） 政策評価・行政事業レビュー報告

（暫定版）

たたき台

令和6年（2024年）X月X日
デジタル庁政策評価・行政事業レビュー有識者会議

1 はじめに

1.1 政府内の政策評価・行政事業レビューに関する動き

2022年12月から、政策評価、行政事業レビューについては、政府内での大きな見直しの動きが見られた。

政策評価については、有効性を重視する観点から、現在の状況から政策目的の達成までの道のりを、目的地に赴く航路にたとえ、進捗状況を把握して、航路のズレを起動修正するように、政策に応じ、機動的かつ柔軟に政策の見直し・改善が行われることにより、社会経済の変化に対応できる行政の実現を目指している。

他方、行政事業レビューについては、EBPMの考え方を行政事業レビューシートに加える見直しなどを行い、予算編成プロセスなどで積極的にレビューシートを活用することで、EBPMの普及をはかることとしている。

1.2 デジタル庁政策評価・行政事業レビュー有識者会議の方針

1) 有識者会議の役割

デジタル庁政策評価・行政事業レビュー有識者会議開催要綱（令和5年3月14日付デジタル監決定）により、外部の視点から、デジタル庁が行っている政策・施策・事務・事業のうち、審議対象として選定されたものについて、検証・点検し、評価・レビューを行い、その評価結果を予算要求等に反映してもらえるように、当会議座長からデジタル監へ要請を行うとともに、反映状況の確認等を実施していく。

2) 重複感からくる負担感の抑制

当会議においては、審議対象の絞り込みを行う。すなわち、デジタル庁内において日常的に行われている各種検証・レビューの結果を尊重し、その上で、デジタル庁側において、デジタル庁の中でも重要なものと位置付けられている施策や予算規模が大きい施策、計画の進捗に向けて課題がある施策など、当会議で取り上げ、審議するに適した政策等をその対象とする。

また、作業の重複感から来る担当者の負担感を軽減するため、審議のための資料については既存の資料を極力活用する方針とし、必要があれば、座長を通じて、デジタル庁側に追加資料等を要求する形とする。

3) フレームワークによる審議

審議について、M E C E（Mutually：互いに、相互に、Exclusive：重複せず、被らず、Collectively：まとめて、全体に、Exhaustive：漏れなく）を意識して、審議するためのフレームワークを導入する。政策目的、目標設定、アプローチ（政策手段）、期日・期間、予算・体制、ステークホルダ、管理プロセスの7つの項目に対し、課題、その発生原因とその対策を考える。フレームワークを意識して、その事業の議論に適したものを活用した審議をすることで、論点の抜け漏れを防ぎ、議論と改善提案をしやすくすることを目的としている。特に、事業を実施する担当者は、事業を成功に導くためには、①何のためにやっているのか、②その前提条件や制約は本当なのか、そういった疑問を常に持っている必要があるが、それを実践するのは難しいこともあり、本会議でもそういった視点での議論を心掛けたい。

4) 評価される側、する側がともにWin-Winを目指す会議運営

評価される側を配慮しすぎて、評価すれば、お手盛り評価との誹りを受けるおそれがある一方で、評価される側の状況を踏まえずに、思いのままに意見をすれば、評価される側から当会議は、粗を探しているように受け止められ、おそらく敬遠されるだろう。これでは当会議の存在意義を果たせない。

上記を踏まえ、当会議は、評価される側である原課が提示した課題に対し、対話を通じて、改善策の提案を行う形式を基本とする。このように、評価される側、する側が、建設的な対話を通じ、ともにWin-Winを目指す会議運営を心掛けたい。

2 審議対象

2.1 審議対象

今年度の審議対象については、会議事務局から、次の事業等を提示された。会議事務局が1. 3 2)の観点から候補を選出後、デジタル大臣が最終的に3つに決めた経緯を踏まえ、提示された事業等を審議対象とすることとした。

- (1) 法人共通認証基盤（G ビズ ID）
- (2) ガバメントソリューションサービス（GSS）
- (3) ベース・レジストリ事業

2.2 公開プロセス対象事業

審議対象となった事業等の中から、国民への説明責任の観点から行われる公

開プロセスに適した次の事業等を公開プロセス対象事業とした。

○ x x x

公開プロセス対象事業については、公開プロセス後に改めて評価の結論を得て、本報告書を最終確定する。

3 評価結果

当会議では、検証時間が短期間の中、それぞれ審議対象となった事業に対し、7つのフレームワークから各事業の議論に適した項目を活用して、次の観点を中心に審議し、その改善策について、次のとおり、結論を得た。

3.1 法人共通認証基盤（G ビズ ID）

1) 事業概要

電子的な行政手続の対象者を一元的に認証することで、法人の代表者や従業員、個人事業主が一つの ID 及びパスワードを用いて複数の行政手続システムにアクセスできる認証システムの整備・運用を行っている。これにより、事業者のアカウント管理に係るコストを低減するとともに、ワンストップ、ワンズオンリーな手続の実現に寄与する。

G ビズ ID は、2020 年の運用開始より利用者数と接続先サービス数を伸ばしてきており、従来は書類審査によりアカウント発行していたが、2024 年度からはマイナンバーカードを利用したオンライン申請によるアカウント発行も可能となり、利便性も向上してきている。事業者向けのオンライン行政手続について、原則 G ビズ ID によるログインを目指し、利活用促進に向けた取組を継続していく。

2) 改善提案

ア 目標設定

検証結果 1

G ビズ ID の利用した行政手続の割合などを把握した上で、利活用の促進を進めていくべきである。

[考察]

G ビズ ID は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023 年 6 月 9 日）に

において法人の電子認証については原則 G ビズ ID としていることから、2025 年度末を目途にほぼすべての法人が G ビズ ID を取得することを目標としており、その利用状況については、登録ユーザー数、年間ログイン数及び連携システム数等により確認されているところである。

一方で、法人等による G ビズ ID の普及状況を適切に把握するためには、オンライン手続への移行状況の確認できるよう、G ビズ ID を利用したログインによる手続とそれ以外の手段による手続の比率を確認していくことが有効であると考え。このような比率を把握することで、G ビズ ID を利用したログインにより効率化が進んでいる手続や移行が進んでいない手続等を把握でき、利活用促進のためのサービスの改善の検討や普及啓発計画の策定などにつなげることができるものと考え。

手続の電子化対応の進捗について機械的に全体を把握することは困難であるものの、事業者向けの行政手続の電子化に関する状況把握に向けた取り組みと連携するなど、計測方法も含め可能な評価方法を検討し、利活用の推進につなげていくことが望ましいと考える。

イ アプローチ（政策手段） 1

検証結果 2

G ビズ ID の利用実績や利活用状況を把握して公開していくべきである。

[考察]

現状、G ビズ ID の利用状況に関する情報としては、G ビズ ID アカウントの発行数や G ビズ ID を認証機能として手続できるシステム数の状況が行政事業レビューシート等により公開されているが、G ビズ ID の普及啓発をさらに進めていくためには、さらに詳細な利用実績や利活用状況の実例などを、利用ユーザーや各行政機関に対して分かりやすい形で公開していくことが効果的であると考え。

フリーランスや兼業、副業等多様な働き方が促進されていく中で、法人のみならず個人事業主も取得できる G ビズ ID について、効果的な利活用促進を進めていくためにも、これまで以上に利用状況についてデータ収集及び分析を行い、普及啓発を進めていく際に活用できる形での利活用状況のとりまとめ及び公開を検討していくべきである。

ウ アプローチ（政策手段） 2

検証結果 3

G ビズ ID の利活用促進のためには、接続できる行政サービスを増やしていくことや、接続できる行政サービスにおける利用状況を踏まえてサービス改善等の見直しをしていくべきである。

[考察]

ほぼすべての法人に G ビズ ID を取得していただくという目標に向けては、全ての事業者向け行政手続がオンライン化され G ビズ ID に接続できる状況になっているわけではないことがボトルネックになると想定されるため、接続できる行政サービスを増やしていくことは重要である。

また、手続が困難である事業者も想定されるため、接続できる行政サービスの利用状況について各行政機関や利用者のニーズや意見を聞き取ることに加え、行政手続に知見を持つ士業の方々意見交換を行うことなどにより、利用者の視点でサービスの改善内容等の検討を進めていくべきである。

エ 予算・体制

検証結果 4

持続的な G ビズ ID の利活用促進に向け、必要な体制の整備や維持をしていくべきである。

[考察]

G ビズ ID は、認証基盤として政府の基本的なデジタルサービスとして継続的に提供していくものであることを踏まえると、G ビズ ID の利活用状況の把握及び広報、必要なサービス改善等のための体制を継続的に維持していくことも課題の1つと推察される。

今年度実証的に行う広報活動の効果を踏まえて広報等に関する運用委託の内容の整理を行い、その予算確保に努めるとともに、マネジメント能力、認証技術、システム開発の技術などを持った職員の確保に努めるなど、必要な体制の整備や維持についても検討する必要がある。

オ ステークホルダ

検証結果 5

G ビズ ID の利活用促進に向けた普及啓発・広報活動は、各種行政サービスと連携して進めるべきである。また、事業者側のメリットについて

把握し、それを広報していくべきである。

[考察]

各種行政サービスによる手続について、G ビズ ID 以外の方法も存在することから、その行政サービスと連携して G ビズ ID を活用することによるメリットを広報していくことは効果的であると考えられ、積極的に実施していくべきである。

その際、手続的なメリットだけではなく、実際に手続を行う事業者側の生の声を合わせて広報することで、まだ利用していないユーザーが G ビズ ID を活用するメリットを実感しやすくなると考える。このため、事業者側のメリットを把握するための取組も実施していくべきである。

3.2 ガバメントソリューションサービス (GSS)

1) 事業の概要

行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、最新技術を採用しつつ、各府省庁の環境の統合を順次進めることにより、政府共通の標準的な業務実施環境（業務用 PC やネットワーク環境）を提供するサービスである、「ガバメントソリューションサービス」（以下、「GSS」という）を提供する。

各府省庁は、ネットワーク更改等を契機に原則 GSS への移行を進めてきており、今後も順次導入に向けた検討を実施している。全国の拠点やユーザー数の増加に対応していくため、保守、運用体制を強化しながら事業を進めていく。

2) 改善提案

ア 目標設定

検証結果 1

GSS が目指す全府省庁の GSS 移行に向けて、GSS 移行にあたり多くの課題がある等により、GSS 移行に多大な検討期間や整備期間を要する府省庁がある場合、当該課題の内容詳細を把握し、課題の解消に向けた支援を行っていくべき。

[考察]

2024年6月時点で28府省庁のうち10府省庁がGSSの業務実施環境に移行済みであり、今後も各府省庁のネットワーク更改を契機に順次移行を進めていき、最終的には全ての府省庁の統合を視野に検討を実施していると認識している。

一方で、現行LAN環境の特殊性やLAN、WAN、端末の調達時期の不一致等により、直近のネットワーク更改を契機にGSSの業務実施環境への移行が困難であるため、直近の更改では次々期でのGSS移行が容易となるような合理化を図りつつ現行LANの更改を行い、その次の更改の契機でGSSへ移行するような府省庁があるとも伺っている。全府省庁のGSS移行により、その削減効果は最大となると認識しているところ、段階を踏んだ、着実な全府省庁のGSS移行に向け、直近でのGSS移行が困難な府省庁に対しては、技術の進展見込みを踏まえた業務要件の整理などを適切に行えるよう、デジタル庁の民間専門人材の知見を活用し、積極的な支援を行っていくべきではないか。

イ アプローチ（政策手段） 1

検証結果 2

GSSが政府の重要なインフラとしてシステム整備を拡大していく中、導入の見通しがたっていない省庁に対しては業務の標準化に向けた協力などのために、移行した省庁の実績等によりGSS移行の優位性をさらに説明した上で必要な支援をしていくべき。

[考察]

各府省庁がGSSへの移行を進めるにあたっては、様々な業務要件について丁寧な調整を進めていると理解しているが、なかなか業務の標準化に向けた調整が進まない府省庁については、移行するための意思決定をするにあたって、GSSの業務実施環境に移行することで得られるメリットをより詳細に分析の上で説明し、実感いただくことにより組織の意識改革を図っていくことが重要となる。

また、移行に向けた検討が進んでいない府省庁については、デジタル庁におけるGSSの整備・運用・保守にかかる体制を踏まえると直ちには難しいかもしれないが、これまで以上に業務検討・移行に係る支援などを行うことで調整が進むことも想定されるため、さらなる支援の必要性については検討していくべきである。

ウ アプローチ（政策手段） 2

検証結果 3

政府の重要インフラとなる GSS の特性を考えると、大規模災害時でも確実に運用できるよう可用性をさらに高めていくべき。

[考察]

GSS へ順次府省庁の移行が進み、今後ますます全国の拠点やユーザー数が増加していく中、GSS は政府共通の標準的な業務実施環境として重要なインフラであるため、大規模災害時やネットワーク障害発生時等においても確実に運用が継続されることが求められる。

ネットワーク機器、回線、データセンター等の冗長化による可用性確保に努められていると認識はしているが、GSS の運用体制を踏まえつつ、さらに全国の拠点やユーザー数が増加しても、大規模災害時等に確実に運用できる可用性を確保するための取り組みを継続的に実施していくべきである。

エ 予算・体制

検証結果 4

本事業を進めることによる調達を含めたコストの削減効果を高めるための取組を検討していくべき。また、各府省庁に対して業務整理による業務の標準化への協力を継続的に求めていくべき。

[考察]

各府省庁が GSS への業務実施環境の移行を進めることで、ネットワーク機器、回線、データセンター等が集約されること、ヘルプデスクの体制を集約化すること、回線種別が適正化されることなどによるコスト削減、各府省庁の端末等を集約して調達することによるスケールメリットによるコスト削減などが期待されるが、その削減効果を高めるための最適な調達方法の検討などについても並行して検討していくべきである。

また、上記のコスト削減効果は、GSS が標準的に準備するサービスをそのまま利用できる府省庁が増えれば増えるほど高まるものであり、引き続き各府省庁と業務要件が可能な限り標準化されるよう調整をしていくことが重要である。

オ ステークホルダ

検証結果 5

GSS の保守・運用を担う体制について、現状どのような業務や作業において予算や体制が不足しているかを分析した上で、外注する業務範囲の拡大や先進的な技術を導入・運用するための体制の確保を検討すべき。

[考察]

GSS の性格上、保守・運用にはかなりの労力がかかると認識しているが、ネットワーク環境の構築や保守・運用については、民間へ委託する部分が多い事業と考える。GSS 事業の課題として、全国の拠点数やユーザー数の増加に伴う保守・運用のための体制強化は課題となると考える一方で、具体的にどのような業務や作業において、人的リソースや予算が不足するかを分析しなければ、外注する業務範囲の再検討や費用対効果を踏まえた先端技術の導入の検討が適切に進まないと考える。

民間へ委託できる業務とデジタル庁の民間専門人材や行政人材の体制強化が必要な業務を見極めつつ、費用対効果も考えて体制確保に取り組むべきである。

3.3 ベース・レジストリ事業

1) 事業の概要

ベース・レジストリとは、住所・所在地、法人の名称など、制度横断的に多数の手続で参照されるデータからなるデータベースであって、整備を行うことで国民の利便性向上や行政運営の効率化等に資するものである。

少子高齢化の中で、限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行し、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図るためには、行政機関等が円滑なデータ連携を行い、手続において一度限りの情報提出（ワンズオンリー）とする必要がある。そのためには、①行政機関等が保有するデータの品質（正確性、最新性、標準適合性）を確保し、②「データ連携基盤」を整備する必要がある。

ベース・レジストリ事業は、2022年3月の「事業所ベース・レジストリ」の中止等を契機として、「社会の基盤」等のコンセプトではなく、実証事業等を通じ、具体的なユースケースやニーズを整理し、制度的な対応含め、検討を整理してきた。

第213回国会に提出した法案等に基づき、法人、不動産、住所などの分野に

おける具体的な整備の検討を進め、2025年夏頃までに、整備方針・内容・取組主体等を記載する「公的基礎情報データベース整備改善計画」をとりまとめ、2025年度からは当該計画に基づき、必要なシステム整備等を進めていく。

2) 改善提案

ア 目標設定

検証結果 1

当面は注力して整備していく対象としている法人・不動産・住所の分野のデータベース整備を実施する一方で、将来的にはどこまで分野等を広げるべきかを検討しておくべき。

[考察]

ベース・レジストリ事業は、実証事業等を通じ、具体的なユースケースやニーズを整理し、制度的な対応含め検討を行い、整備に大きな課題の見つかったものは中止するなどの判断も行われてきた中、「ベース・レジストリは制度横断で多数の手続等で参照され、正確性や最新性等を確保したデータを整備することにより、国民の利便性向上や行政運営の簡素化、効率化に資するものである」という趣旨から、法人、不動産、住所の3分野に注力することとなり、整備対象とするデータ項目も絞り込んできたと承知している。

当面の間は、整備効果の大きい3分野のデータベース整備に注力しつつ、将来的には、3分野のデータベース整備後に分野やデータ項目を広げることによって更なる効果が期待される可能性も見越して、ニーズの把握やユースケースの整理などは継続的に実施しておくべきである。

イ アプローチ（政策手段）

検証結果 2

注力して整備していく対象としている法人・不動産・住所のそれぞれの分野について、共通のデータベース作成にあたっての課題を引き続き関係行政機関で整理した上でシステム整備を進めていくべき。

[考察]

法人・不動産・住所のそれぞれのベース・レジストリは、デジタル庁が単独で整備するものではなく、関係行政機関が保有するデータについて、共通のデータベースとして活用するために、データの内容や保存方法等に関する

ルール作りやデータの正確性等の品質の確保など様々な課題への対応を、関係行政機関と調整して一つ一つ解決し、足並みを揃えて実施する必要がある。一方で、これまでは、データベース整備の責務が曖昧であることや推進体制が不十分という点もデータベース整備にあたっての課題となっていた。

第 213 回国会に提出された法案において、「公的基礎情報データベース整備改善計画」で具体的に整備の対象となるデータベースを定め、行政機関等は当該計画に基づきデータベースの整備を行わなければならない旨が規定されていることから、ベース・レジストリの整備が円滑に進むよう、解決していくべき課題や作業主体を詳細に整理し、「公的基礎情報データベース整備改善計画」に取組内容を具体的に記載していくべきである。

ウ 予算・体制

検証結果 3

ベース・レジストリの整備実現のためにとりまとめ予定の「公的基礎情報データベース整備改善計画」については、費用対効果も意識しながら計画を策定すべき。

[考察]

ベース・レジストリは制度横断で多数の手続等で参照され、正確性や最新性等を確保したデータを整備することにより、国民の利便性向上や行政運営の簡素化、効率化に資するものであることから、コスト削減効果が期待される。一方で、データベースの作成・維持には費用がかかり、その整備内容によってその経費は変化するものと認識している。データベースの整備・運用に係るコストと、データベースを整備することにより手続が効率化され、国民や行政運営の負担が軽減されることによる効果を意識し、「公的基礎情報データベース整備改善計画」に盛り込む内容を検討していくべきである。

エ ステークホルダ

検証結果 4

ベース・レジストリが整備された後の維持・運用も大切であり、そのための体制等についても検討しておくべき。

[考察]

ベース・レジストリ事業は、データベースの整備だけではなく、データ

ベース整備後に、自治体を含む関係行政機関において品質が確保されたデータを適切に管理し、必要な頻度でデータベースを更新し続けていくことが重要である。

データベースを構成するデータの品質確保に関する事項や官報事業等を通じてデータ編集や外字の取り扱いのノウハウを持ち、24 時間 365 日データ提供が可能な体制を持つ国立印刷局の役割などを「公的基礎情報データベース整備改善計画」に記載することにより必要な体制を整えていくものと認識しているが、データ提供側である自治体等がデータの品質確保を行うための負担は大きいことから、データ提供側の負担がなるべく小さくなるよう検討を進めていく必要があると考える。